

議第62号

特定事業契約の変更について

特定事業契約について、次のとおり変更するものとする。

令和4年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

平成27年檀原市議会3月定例会における議決を経て締結した八木駅南市有地活用事業に係る特定事業契約について、当該議決事項3の契約金額を9,656,794,916円に改める。

理由 本件契約の維持管理業務及び運営業務に係る対価が、事業契約約款に基づき、物価変動により改定されることに伴い、特定事業契約の契約金額に変更が生じるため、議会の議決を求めるもの



議第63号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和4年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

- 1 財産の表示 各小中学校 楽器 315点
- 2 取得金額 19,549,574円
- 3 取得の相手方 檀原市内膳町5丁目2番8号  
コウキ商事株式会社 八木店  
代表取締役 西田 裕亮
- 4 契約の方法 条件付き一般競争入札

理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの



議第64号

橿原市観光センターの指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和4年12月6日提出

橿原市長 亀田 忠彦

- 1 施設の名称 橿原市観光センター
- 2 指定する団体 奈良市池之町3番地  
一般財団法人 奈良県ビジターズビューロー  
理事長 荒井 正吾
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

理由 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの







議第66号

訴訟上の和解について

次のとおり訴訟上の和解をする。

令和4年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

1 事件名及び裁判所

[Redacted]

2 相手方

[Redacted]

3 和解の要旨

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]
- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]
- (5) [Redacted]
- (6) [Redacted]

[Redacted]

(7) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(8) [Redacted]

理由 損害賠償請求控訴事件に係る訴訟上の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第67号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年12月6日提出

榎原市長 亀田 忠彦

認定する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
1695	曾我町69号線	曾我町1033番先 から	曾我町1036番先 まで	—
1696	曲川町52号線	曲川町四丁目157 番先から	曲川町四丁目157 番先まで	—
2455	木原町26号線	木原町22番先から	木原町21番先まで	—
2456	葛本町62号線	葛本町343番先か ら	葛本町343番先ま で	—
2457	出合町・膳夫町1号 線	出合町36番先から	膳夫町633番先ま で	—
2458	八木町20号線	八木町三丁目87番 先から	八木町三丁目87番 先まで	—
4464	田中町12号線	田中町65番先から	田中町65番先まで	—
4465	石川町33号線	石川町476番先か ら	石川町476番先ま で	—

理由 市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求め  
るもの

(議第67号の資料)

認定する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
1695	曾我町69号線	88.8	6.0
1696	曲川町52号線	110.2	6.0
2455	木原町26号線	99.2	6.0
2456	葛本町62号線	47.7	6.0
2457	出合町・膳夫町1号線	189.3	6.0
2458	八木町20号線	100.1	6.0
4464	田中町12号線	37.8	6.0
4465	石川町33号線	70.4	6.0